

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成30年12月25日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート久米

所在地 岡山市北区久米字向田192番 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目3番1号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ゆめマート岡山久米

(変更後) ゆめマート久米

(4) 変更年月日

平成30年11月6日

2 届出年月日

平成30年12月17日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成30年12月25日から平成31年4月25日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課